

日EUのEPAがよいよ始動!!EUってどんな市場？

2019年2月1日、日・EU間のEPA発効！経済紙やニュース番組でこのニュースをご覧になった方も多いのではないのでしょうか？輸入ワインが安くなるらしい、関税を払わずに輸入できるようになる？など、我々の暮らしに直結する輸入品の価格に関する報道もされました。本稿では、ホットピックである日EUのEPA発効とEU市場、そして、EPAの活用方法についてご説明します。

※日EU・EPAとは、日本と欧州連合（EU）との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）」です。

■EU市場の魅力とは？■

ジェトロ山口の2018年度の貿易投資相談件数は2019年1月末時点で約250件余り。そのうち、単独国を含めたEU加盟国に関する問い合わせは15件しかありませんでした。この問い合わせ件数から分かるように、山口県内の事業者様はあまりEU市場へ目が向いていないようです。しかし、他社が進出していない地域にこそ、自社にとってのビジネスチャンスが転がっていることも。そこで、まずはEU市場について簡単にご紹介します。

■EU>米国+日本、根強いブランド力■

現在28カ国が加盟しているEU。世界のGDPの約22%を占め、うち19カ国は共通通貨であるユーロを使用しています。総人口は5億人を超え、米国と日本の合計数（約4億5千万人）より多い人口を擁します。2019年3月には英国が離脱予定ですが、現在、加盟交渉を開始している国や加盟候補国は5カ国あり、EUはまだまだ拡大の可能性を感じる市場です。

また、一人当たりのGDP（2017年）を比較すると、日本が38,440ドルであるのに対して、オランダ48,346ドル、ドイツ44,550ドル、ベルギー43,582ドル、フランス39,869ドル、英国39,735ドルと、EUから離脱する英国を除いても、日本と同水準以上の国が4カ国あります。2008年のリーマンショック以降、ギリシャ危機、欧州債務危機と続きましたが、2014年からはEUのGDP成長率も2%前後の成長を維持しています。

日本企業からEUへの輸出額は8.7兆円と米国（15.1兆円）、中国（14.9兆円）、ASEAN（11.9兆円）に次いで4番目の大きさです。このように見ると、あまり輸出額も大きくなく魅力を欠く市場と見えちゃうかもしれませんが、EU市場はブランド確立と「世界標準」の獲得において大変重要な市場となっています。例えば、各種認証でみると、電子・電気機器における特定有害物質の使用を制限するEU指令「RoHS」は、EUルールを参考として米国、インド、中国など6カ国が採用しています。他にも、化学物質規制「REACH」、電気電子廃棄物指令「WEEE」が他国で導入されるなど、「欧州（EU）の基準が世界の基準」として利用されている部分があります。2018年には、日本企業の多くが頭を悩ませている個人情報規制「GDPR」も話題になりました。EUは、先進的な標準導入など世界のルール・メーカーとしての役割が強く、世界のルールを牽引する存在です。そのため、EU基準に合わせた商品開発やサービス提供を行うと、他国に展開する際に有利に働くことがあります。

また、EU域内では、各業界で影響力のある国際見本市が多数開催され、EUのみならず世界に向けたブランド発信・確立の場が多く存在しています。EUが持つ世界市場への影響の大きさは、日本からの輸出額だけでは測れない市場価値を持っているのです。

■日EU・EPAの概要■

日EU・EPA協定は全23章で構成されており、関税撤廃や削減、貿易や投資に関するルール、原産地規則、その他さまざまな経済活動に関するルールや協力事項、手続きなどが記載されています。海外展開を検討している事業者様にとって関心が高いのは、やはり関税ではないでしょうか。EPA発効後、EU側の関税撤廃率は約99%となり、工業製品については、段階的な削減を踏みながら最終的に100%の関税撤廃を達成します。その他では、農林水産品において、輸出重点品目（水産物、緑茶、牛肉など）を含め、ほぼ全ての品目で即時の関税撤廃がなされ、地理的表示（GI）ⁱの相互保護なども盛り込まれました。山口県では、美東ごぼうなどのGI産品がありますが、これらのGI産品の呼称がEU市場で保護され、EUでの更なる認知度の向上やブランド化による輸出拡大の可能性が高まります。また、EU域内の加盟国をまたがる転勤などによる許可取得手続きの簡素化といったビジネス環境の改善も期待されます。日EU・EPAは、関税撤廃のみならず、市場アクセスの改善や知的財産の保護などハイレベルな内容を実現しているのです。

■日EU・EPAの特恵関税の活用■

日EU・EPA協定によってどの程度関税撤廃の恩恵を受けるのでしょうか。例えば、国が2019年までに1兆円輸出を掲げている農林水産分野の品目においては、ほとんどの農林水産品の関税が即時撤廃となり、EU市場へ輸出する事業者様にとっては大きなメリットとなります。

無料講座 30分で学べるはじめての輸出



JETRO e-Learning

**30分で学べる
はじめての輸出編**

「ジェトロ 講座」で検索！！

1. EUの農林水産品の対日関税の内容

○ 輸出重点品目である水産物、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目^(注)で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税率	日EUEPA 譲許内容 ^(注)	輸出金額 (億円) (2016年)
水産物	無税～26% (なまこ調製品等)	即時撤廃	76
醤油等調味料	7.7% (醤油)	即時撤廃	57
アルコール飲料	無税～32ㇿ-ㇿ/100ㇿ	即時撤廃	53
緑茶	無税～3.2%	即時撤廃	23
牛肉	12.8%+141.4～304.11-ㇿ/100kg	即時撤廃	12
花き	6.5又は8.3%(植木・盆栽・鉢もの) 8.5又は10% (切り花)	即時撤廃	7
林産物 (木材・木材製品)	無税～10%	即時撤廃	5
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 9.5ㇿ-ㇿ/100kg (なかいも)	即時撤廃	0.4
豚肉 [※]	46.7～86.9ㇿ-ㇿ/100kg	即時撤廃	-
鶏肉 [※]	6.4%, 18.7～102.4ㇿ-ㇿ/100kg	即時撤廃	-
鶏卵 [※] (粉卵等含む)	16.7～142.3ㇿ-ㇿ/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品 [※]	118.8ㇿ-ㇿ/100kg 等 (脱脂粉乳) 189.6ㇿ-ㇿ/100kg 等 (バター)	即時撤廃	-

EU向け輸出重点品目：水産物(ほたて貝、ぶり)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

(注) ほたて貝(段階的に8年目に撤廃)、アイスクリーム(段階的に6年目までに70%削減)、ココア粉(段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。

(※) 現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

(出所：農林水産省「日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要② EUへの輸出」)

日EU・EPA協定に規定されている関税撤廃は、以下の流れで行います。既にEU向けに輸出をされている事業者様、また、これからEU市場を見据えている事業者様においては、この流れを確認し、特惠関税を是非とも活用してください。

- ①HSコードを特定する
- ②関税率を調べる
- ③原産地規則を満たしているか確認する
- ④原産地に関する申告を行う

①HSコードを特定する

HSコードとは輸出入される商品に割り当てられているコード番号です。上位6桁までは世界共通コードとして利用され、7桁目以降は国ごとに異なります。輸出入される貨物は全てこのHSコードが割り当てられ、関税が決まられています。商品の該当HSコードを最終判断するのは輸入国の税関となりますが、検索データベースや事前教示制度を活用し、商品のHSコードを特定することが第一歩となります。

②関税率を調べる

関税率は、基本税率ⁱⁱ、暫定税率ⁱⁱⁱ、協定税率^{iv}、一般特惠税率 (GSP税率)^v、特別特惠税率

(LDC特惠税率)^{vi}、FTA/EPA特惠税率^{vii}の6種類に分類されます。

関税率を調べるには、まず通常適用されるMFN税率（基本税率、暫定税率、協定税率のうち最も低い税率が適用）を調べます。次に日EU・EPA税率を調べ、MFN税率と比較します。日EU・EPA税率の方が税率が低い場合には、日EU・EPAを利用するメリットがあります。

③原産地規則を満たしているか確認する

日EU・EPA関税率を利用するには、輸出入される貨物が決められた基準を満たした「原産品」である必要があります。この「原産品」とは、1.完全生産品、2.原産材料のみから生産される産品、3.品目別原産地規則（PSR）のいずれかを満たす産品です。必ずしも100%日本産、EU産の原産材料を使用していなくても、3.の品目別原産地規則において、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準の3種類の要件のいずれかに該当し原産地規則を満たせば、日EU・EPA関税を利用することができます。

原産性の判断基準については、様々な計算式や定義、例外規定があるためここでは割愛しますが、文末の「日EU・EPA解説書：日EU・EPAの特惠関税の活用について」に詳しい解説が載っていますので、是非参照ください。

④原産地に関する申告を行う

日EU・EPAでは、輸出者または生産者が自分で申告を行う「自己申告制度」が採られています。今まで日本が締結してきたEPAの多くは、輸出時に輸出者や生産者が日本商工会議所に申請を行い、原産地証明書を取得する「第三者証明制度」となっていました。自己申告制度の導入により、輸出者は公的機関への申請なく、自身で申告書類を作成することで、日EU・EPA税率を利用することができます。なお、輸出者は決められた原産地に関する申告文の定型文に従って申告文を作成すればよく、手続き面でも簡略化が期待できます。更に、日本からEU向けに輸出した産品の原産性に疑義があり検認される場合、その照会は日本税関から輸出者に対して行われるため、輸出者はEU加盟国税関と直接やり取りをする必要はありません。

このように、今まで高い関税を課せられていた産品の輸出についても、日EU・EPAを活用することで、より低い関税率で輸出することができるようになれば、輸出先での商品の価格競争力を向上させ、ブランドの構築やその他の経済活動の一助とすることができます。特に中小企業のFTA/EPA特惠税率の利用率は50%に届いていない現状があります。上手く活用すれば、貴社の海外展開を更に拡大させるきっかけになりえます。

■FTA/EPA特惠関税についてもっと知りたい、自社でも使えるのか確認したい時には！■

ジェトロでは、「日EU・EPA解説書：日EU・EPAの特惠関税の活用について」を作成し、webで公開しています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa.pdf



経済産業省委託事業
平成 29 年度補正グローバル企業展開・イノベーション促進事業（経済連携協定利用円滑化促進事業）

日EU・EPA解説書

日EU・EPAの特恵関税の活用について



JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

原産地規則の考え方や、自己申告の定型文の見本などを分かり易く掲載していますので、是非活用ください。また、貿易投資相談では、貴社の輸出にFTA/EPA特恵関税が活用できるかのご相談も承っています。

FTA/EPA特恵関税を活用したいけれど方法が分からない方は、ジェトロ山口までお気軽にご相談ください。

TEL：083-231-5022

E-mail：YAC@jetro.go.jp

(ジェトロ山口 若林靖子)

- i 農林水産物・食品、酒類などの名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示
- ii 全ての国・地域に対して適用する税率
- iii 基本税率を暫定的に修正するため一定期間に限り適用される税率
- iv WTO加盟国・地域や二国間条約で最恵国待遇と取り決めている国に対して一定以上の関税を課さないことを規定している税率
- v 発展途上国・地域に対して適用される税率
- vi 後発開発途上国に対して適用される税率
- vii FTAやEPAを締結している国・地域間での協定に基づいて適用される税率